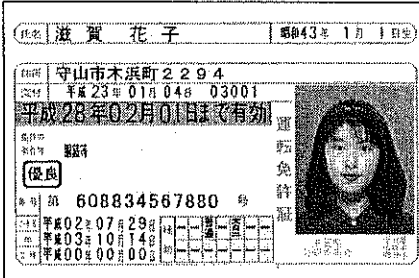


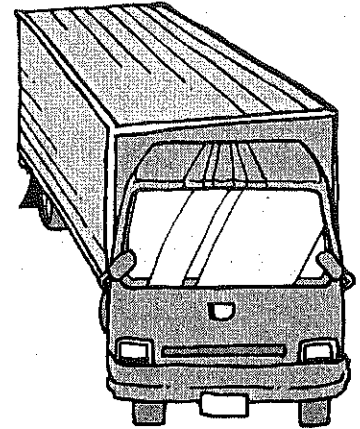
# 運転免許関係手数料の改定 ～ 平成12年以来の全面見直し ～

現在の運転免許証(見本)



運転免許関係  
全手数料  
136件

改定手数料 111件



減額改定 93件

平均199円減額  
最大減額金額  
大型中型検定員審査料  
1,200円

増額改定 18件

平均125円増額  
最大増額金額  
自動車の運転技能の評価方法に関する  
知識(特定第一種免許) 450円

新設手数料 3件

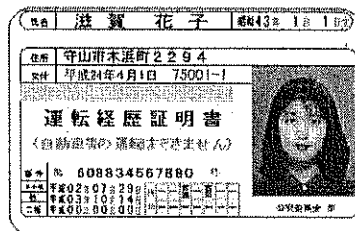
- ◎ 試験関係 2件
- ◎ 運転経歴証明書 1件 (再交付)

減額改定の内訳

- ◎ 試験関係 28件
- ◎ 更新関係 2件
- ◎ 講習関係 15件
- ◎ 交付関係 5件
- ◎ 教習所関係 43件

- ◎ 主な減額理由  
人件費単価の引き下げ  
備品等単価の減少

新運転経歴証明書(見本)



増額改定の内訳

- ◎ 試験関係 2件
- ◎ 講習関係 2件
- ◎ 教習所関係 14件

- ◎ 主な増額理由  
業務時間の増加  
受講者数の減少による受講  
者1人あたりの負担額の増加

平成24年4月1日施行

## 運転免許関係手数料一覧(減額)

## 1 試験関係

(1) 運転免許試験手数料	
大型自動車免許または中型自動車免許	
・検査合格者・指定自動車教習所卒業者（法第97条の2第1項第1号または第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円 → 1,600円
・うっかり失効等（法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	2,000円 → 1,900円
・一般（法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合）	4,950円 → 4,600円
（車両賃車料を含む場合（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を滋賀県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合））	(8,650円 → 7,700円)
普通自動車免許	
・検査合格者・指定自動車教習所卒業者	2,100円 → 1,800円
・うっかり失効等	2,050円 → 1,900円
・一般	2,400円 → 2,200円
（車両賃車料を含む場合）	(3,400円 → 3,050円)
特定第一種運転免許または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽引第二種免許	
・指定自動車教習所卒業者（法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	2,000円 → 1,750円
小型特殊自動車免許または原動機付自転車免許	
・うっかり失効等	2,050円 → 1,900円
・一般	1,650円 → 1,500円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許	
・指定自動車教習所卒業者（法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合）	2,000円 → 1,750円
・一般	
（車両賃車料を含む場合）	(7,700円 → 7,650円)
仮運転免許	
・指定自動車教習所修了者	2,000円 → 1,700円
・失効後6月超1年以内（法第97条の2第1項第4号の規定の適用を受ける場合）	1,650円 → 1,550円
・一般	3,100円 → 3,000円
（車両賃車料を含む場合）	(4,750円 → 4,550円)
(2) 検査手数料	
・大型自動車仮運転免許または中型自動車仮運転免許を受けている者 （車両賃車料を含む場合）	3,950円 → 3,850円 (7,650円 → 6,950円)
・普通自動車仮運転免許を受けている者 （車両賃車料を含む場合）	4,300円 → 4,050円 (5,300円 → 4,900円)
(3) 審査手数料（限定解除）	
（車両賃車料を含む場合）	1,700円 → 1,550円 (3,350円 → 3,100円)
(4) 再試験手数料	
・普通自動車免許 （車両賃車料を含む場合）	2,050円 → 1,950円 (3,050円 → 2,800円)
・大型自動二輪車免許または普通自動二輪車免許に （車両賃車料を含む場合）	1,900円 → 1,700円 (3,550円 → 3,250円)
・原動機付自転車免許に係る再試験手数料	1,150円 → 1,000円

## 2 更新関係

(1) 免許証更新手数料	2,550円 → 2,500円
(2) 経由手数料	600円 → 550円

## 3 講習関係

(1) 講習手数料（講習1時間につき）	
取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号）	2,600円 → 2,450円
停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号）	2,300円 → 2,200円
大型二輪車、普通二輪車講習（法第108条の2第1項第5号）	
・大型自動二輪車	4,200円 → 4,150円
・普通自動二輪車	4,100円 → 4,050円
指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号）	750円 → 650円
初心運転者講習（法第108条の2第1項第10号）	
・普通自動車免許	2,150円 → 2,100円
・大型自動二輪車免許	2,800円 → 2,750円
・普通自動二輪車免許	2,700円 → 2,600円
・原動機付自転車免許	2,550円 → 2,450円
(2) 更新時講習（法第108条の2第1項第11号）	
・優良運転者	700円 → 600円
・一般運転者	1,050円 → 950円
・違反運転者等 （国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者）	1,700円 → 1,500円 (1,050円 → 950円)
(3) 違反者講習（法第108条の2第1項第13号）	
・社会参加活動を含まない違反者 （社会参加活動を含む場合）	13,400円 → 13,350円 (9,400円 → 9,200円)

## 4 交付関係

(1) 免許証交付手数料	
・第一種運転免許または第二種運転免許	2,100円 → 2,050円
・仮運転免許	1,200円 → 1,100円
(2) 免許証再交付手数料	
・第一種運転免許または第二種運転免許	3,650円 → 3,600円
・仮運転免許	1,200円 → 1,100円
(3) 国外運転免許証交付手数料	2,650円 → 2,400円

## 5 教習所関係

(1) 技能検定員審査手数料	
・大型自動車免許または中型自動車免許	24,700円 → 23,500円
・普通自動車免許	20,500円 → 19,650円
・大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許）	22,450円 → 21,850円
(2) 審査細目の免除により技能検定員審査手数料から減じる額	
ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能	
・普通自動車免許	3,950円 → 3,750円
・特定第一種運転免許	1,350円 → 1,300円
・大型自動車第二種免許等	4,600円 → 4,450円
イ 自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	
・大型自動車免許または中型自動車免許	7,050円 → 7,000円
・普通自動車免許	6,750円 → 6,400円
・特定第一種運転免許	2,250円 → 2,200円
・大型自動車第二種免許等	7,950円 → 7,800円
ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	
・大型自動車免許または中型自動車免許	2,150円 → 2,100円

	・普通自動車免許 ・特定第一種運転免許	1,900円 → 1,850円 2,150円 → 2,100円
エ	自動車教習所に関する法令についての知識	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	2,150円 → 2,100円
	・普通自動車免許	1,900円 → 1,850円
	・特定第一種運転免許	2,150円 → 2,100円
オ	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	2,200円 → 1,850円
	・普通自動車免許	2,000円 → 1,950円
	・大型自動車第二種免許等	3,200円 → 3,150円
カ	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	2,750円 → 2,700円
キ	ア及びイの審査細目がいずれも免除される場合ア及びイの額からさらに減額	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	3,750円 → 2,950円
	・普通自動車免許	950円 → 900円
	・大型自動車第二種免許等	3,250円 → 3,050円
ク	ウ及びエの審査細目がいずれも免除される場合ウ及びエの額に加えて減額	
	・普通自動車免許	300円 → 200円
(3)	教習指導員審査手数料	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	15,650円 → 15,000円
	・普通自動車免許	12,150円 → 11,800円
	・特定第一種運転免許	9,500円 → 9,450円
	・大型自動車第二種免許等	13,300円 → 12,850円
(4)	審査細目の免除により教習指導員審査手数料から減じる額	
ア	教習指導員として必要な自動車の運転技能	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	4,450円 → 4,150円
	・普通自動車免許	4,100円 → 3,750円
	・特定第一種運転免許	1,350円 → 1,300円
	・大型自動車第二種免許等	4,800円 → 4,450円
イ	技能教習に必要な教習の技能	
	・大型自動車第二種免許等	2,000円 → 1,900円
ウ	学科教習に必要な教習の技能	
	・特定第一種運転免許	1,250円 → 1,150円
エ	法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	
	・普通自動車免許	1,250円 → 1,200円
オ	自動車教習所に関する法令についての知識	
	・普通自動車免許	1,250円 → 1,200円
カ	教習指導員として必要な教育についての知識	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	1,400円 → 1,350円
	・普通自動車免許	1,200円 → 1,150円
キ	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業および自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	2,750円 → 2,700円
ク	ア及びイの審査細目がいずれも免除される場合ア及びイの額からさらに減額	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	3,450円 → 3,000円
	・特定第一種運転免許	1,100円 → 1,050円
ケ	エ及びオの審査細目がいずれも免除される場合エ及びオの額からさらに減額	
	・大型自動車免許または中型自動車免許	150円 → 100円
(5)	特定任意講習の受講	1,700円 → 1,500円

運転免許関係手数料一覧(増額)

1 試験関係

運転免許試験手数料	
特定第一種運転免許または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽引第二種免許	
・一般	2,950円 → 3,050円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許	
・一般	4,500円 → 4,600円

2 講習関係

講習手数料 (講習1時間につき)	
原付講習 (法第108条の2第1項第6号)	1,350円 → 1,400円
応急救護処置講習 (法第108条の2第1項第8号)	1,200円 → 1,250円

3 教習所関係

(1) 技能検定員審査手数料	
・特定第一種運転免許	14,100円 → 14,500円
(2) 審査細目の免除により技能検定員審査手数料から減じる額	
ア 技能検定の実施に関する知識	
・大型自動車免許または中型自動車免許	2,200円 → 2,250円
・普通自動車免許	1,950円 → 2,000円
・特定第一種運転免許	2,050円 → 2,250円
イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
・特定第一種運転免許	2,000円 → 2,450円
ウ 教則及び法令の審査細目がいずれも免除される場合 教則及び法令の額に加えて減額	
・大型自動車免許または中型自動車免許	300円 → 350円
・特定第一種運転免許	300円 → 350円
(3) 審査細目の免除により教習指導員審査手数料から減じる額	
ア 技能教習に必要な教習の技能	
・大型自動車免許または中型自動車免許	1,300円 → 1,450円
・普通自動車免許	1,350円 → 1,400円
・特定第一種運転免許	1,300円 → 1,500円
イ 学科教習に必要な教習の技能	
・大型自動車免許または中型自動車免許	1,250円 → 1,350円
・普通自動車免許	1,250円 → 1,300円
ウ 運転技能及び教習技能の審査細目がいずれも免除される場合 運転技能及び教習技能の額からさらに減額	
・普通自動車免許	900円 → 950円
・大型自動車第二種免許等	2,950円 → 3,050円

運転免許関係手数料一覧(新規)

1 試験関係

運転免許試験手数料	
特定第一種運転免許または大型特殊自動車第二種免許もしくは牽引第二種免許	
・うっかり失効 (法第97条の2第1項第3号の規定に該当して同項の規定の適用を受ける場合)	2,000円 → 1,900円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許	
・うっかり失効 (法第97条の2第1項第3号の規定に該当して同項の規定の適用を受ける場合)	2,000円 → 1,900円

2 運転経歴証明書(再交付)

運転経歴証明書の再交付	1,000円
-------------	--------